新型コロナウイルス感染症対策事業
観光 PR 素材撮影業務委託　公募型プロポーザル実施要領

1　公募型プロポーザル実施の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客入り込み数及び宿泊者数が激減している本市において、アフターコロナに向けてのプロモーション素材として、閲覧者が本市に興味を持ってくれるような観光素材を撮影し、PR 素材の均質化・高品質化を図るものとする。

業務受託者の選定にあたっては、業務の遂行能力のみならず、これまでの撮影実績、写真撮影に関する企画力や表現力、情報発信等も含め、提案内容を総合的に評価し、最も適した者を選定する。

2　業務概要

⑴ 業務名

新型コロナウイルス感染症対策事業　観光 PR 素材撮影業務委託

⑵ 業務内容

別紙「新型コロナウイルス感染症対策事業　観光 PR 素材撮影業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑶ 契約期間

契約締結日の翌日から令和４年３月 25 日（金）まで

⑷ 提案上限額

6,990,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3　参加資格

プロポーザルに参加する者は、 次に掲げる要件を全て満たしていること。

⑴ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

⑵ 那須塩原市の入札参加資格を有すること。

ただし、参加申請書提出日までに那須塩原市入札参加資格の取得が間に合わない場合は、企画提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。

⑶ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷ 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成 17 年那須塩原市告示第 143 号）の規定による指名停止を受けていないこと。

⑸ 那須塩原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第３号）第２条第４号又は同条第５号の規定に該当しないものであること。

4 プロポーザルの日程

⑴ プロポーザル実施の公告　　令和３年８月 25 日（水）
⑵ 参加申請書提出期限　　令和３年９月　３日（金）まで（必着）
⑶ 質問書受付期限　　令和３年９月　３日（金）まで（必着）
⑷ 質問回答書の送付予定日　　令和３年９月　７日（火）
⑸ 企画提案書提出期限　　令和３年９月 17 日（金）まで（必着）
⑹ 審査の実施　　令和３年９月 21 日（火）～９月 22 日（水）
⑺ 審査結果の通知　　令和３年９月 24 日（金）

5　参加手続

⑴ 担当部署及び問い合わせ先

〒325－8501
栃木県那須塩原市共墾社 108－2
那須塩原市産業観光部商工観光課観光係（担当：石川）
電話　0287－62－7156
FAX　0287－62－7223
電子メール　k-shoukoukankou@city.nasushiobara.lg.jp

⑵ 募集方法

実施要領・仕様書等について、印刷物での配布は行わないので、市ホームページ（http://www.city.nasushiobara.lg.jp）からダウンロードすること。

⑶ 参加申請書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を申請する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

①提出期限　令和３年９月３日（金）まで（必着）
②提出書類　ア　参加申請書【様式第１号】
　　イ　会社の概要が分かるパンフレット等　（様式自由）
　　※参加表明後、都合により辞退する場合については、速やかに辞退届【様式第２号】を提出すること。なお、辞退の期限は企画提案書提出期限と同日とする。
③提出先　５⑴に同じ。
④提出方法　持参（閉庁日を除く。午前８時 30 分から午後５時 15 分まで）又は郵送（書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。）

⑷ 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、質問書により受け付ける。

①提出期限　令和３年９月３日（金）12 時必着

②提出先　　5⑴に同じ。

③提出方法　電子メール

質問書【様式第３号】を使用し、次の点に留意して記載すること。

件名は、「観光 PR 素材撮影業務に関する質問：＋（参加者名称）」とすること。

④回答方法　全参加表明者に通知するとともに、市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

⑤回答予定日　令和３年９月７日（火）

⑸ 企画提案書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの提案を提出する者は、次の必要書類を正本１部、副本５部提出すること。

①提出期限　令和３年９月 17 日（金）必着

②提出書類　ア 企画提案書表紙【様式第４号】

イ 企画提案書　（任意様式）

ウ 業務実施体制図【様式第５号】

エ 履行実績【様式第６号】

オ 見積書及び内訳書（任意様式）

カ 撮影を行うフォトグラファーのサンプル作品（A4 サイズ以下の紙媒体）

風景、食品、人物をテーマに各１点ずつ

③提出先　　5⑴に同じ。

④提出方法　持参（閉庁日を除く。午前８時 30 分から午後５時 15 分まで）又は郵送

（書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。）

⑹ 企画提案書の内容

提案に当たっては、本市のアフターコロナに向けての観光 PR 素材であることを念頭に、下記の事項に配慮し、その手法を提案すること。

①撮影を行うフォトグラファーの実績

②情報発信の媒体及び波及効果（発行部数、登録者数、閲覧者数など）

③業務スケジュール

④新型コロナウイルス感染症対策

⑺ 提出書類の作成及び提出上の注意事項

①使用する文字のフォントは 10．5 ポイント以上（図表内の文字を除く。）とすること。

②企画提案書、見積書、業務実績については、表紙に「観光 PR 素材撮影業務」と名称を明記し、左端をステープルで仮綴とする。

③提出後の資料の再提出、差替え及び修正は原則認めない。

6　審査及び契約候補者の特定

⑴ 委託業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。

⑵ 選考は、提出された企画提案書及び見積書について、評価基準書に基づき書面審査により行う（本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。）。

⑶ 書面審査の結果、評価点が最も高い者を契約候補者として特定する。

⑷ 評価点が同点の場合は、業務実施の点数が高い者とする。

⑸ 上記点数も同点の場合は、選考考委員会の合議により決定する。

⑹ 審査の結果は、令和３年９月 24 日（金）に書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

⑺ 参加者が１者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

⑻ 選考委員会は、市職員５名で構成する。

7　契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。

ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8　その他留意事項

⑴ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は市に請求できない。

⑵ 企画提案書の提出をもって、参加提案者が本実施要領の記載内容に同意したものとみなす。なお、提案募集に参加する場合は、本実施要領、仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

⑶ 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

⑷ 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑸ 提出された書類は一切返却しない。

⑹ 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

⑺ 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。